

平成20年度予算 が成立しました

また、7つの特別会計を含めた予算総額は、373億7,530万3,000円で、前年度比23億9,188万4,000円(6.0%)の減額となっています。

3月15日号で平成20年度予算案の概要をお知らせしましたが、市議会での主な修正内容は次のとおりです。

歳入

〔市債〕11億1,080万円を10億6,080万円に減額

〔繰入金〕9,465万7,000円を1億4,465万7,000円に増額

〔総務管理費〕18億5,997万1,000円を18億4,485万1,000円に減額

歳出

平成20年度予算が狛江市議会第1回定例会で可決成立(一般会計は修正可決)しました。予算規模は、一般会計の予算額で見ると、214億8,400万円(1.5%)の増額となっています。

樹林地購入・長屋門復元工事の財源の一部として、住民参加型市場公募債を発行する予算案でしたが、この財源の代わりに緑化基金・博物館建設基金から繰り入れることに修正しました。

住民参加型市場公募債の発行にかかる経費は準備費に修正しました。庁舎耐震工事実施設計を見送り、その経費を準備費に増額する修正をしました。

平成20年度も引き続き財政基盤の強化に努め、安心して暮らせる魅力あるまちづくりを進めていきます。

〔問い合わせ〕財政課

■平成20年度各会計予算の状況 (単位：千円)

区分	年度	平成20年度	平成19年度	比較増減	
				額	率
一般会計		21,484,000	21,161,000	323,000	1.5%
特別会計		15,891,303	18,606,187	△2,714,884	△14.6%
国民健康保険		8,011,708	7,710,867	300,841	3.9%
老人保健医療		685,800	4,820,507	△4,134,707	△85.8%
後期高齢者医療		1,299,080	0	1,299,080	皆増
介護保険		3,610,884	3,533,848	77,036	2.2%
公共下水道		2,086,483	1,950,113	136,370	7.0%
駐車場事業		68,048	65,652	2,396	3.6%
受託水道事業		129,300	525,200	△395,900	△75.4%
合計		37,375,303	39,767,187	△2,391,884	△6.0%

行政サービス

4月の夜間・日曜納税窓口の税の納め忘れはありませんか？

▽日曜納税窓口

〔日時〕27日(日)午前8時30分～午後5時

▽夜間納税窓口

〔日時〕24日(木)午後8時まで

〔会場〕納税課

※納付は便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

〔問い合わせ〕納税課

5月1日から住民基本台帳法および戸籍法の改正により窓口で「本人確認」が必要になります

窓口で住民票や戸籍の証明書などを請求するときや、婚姻や養子縁組の戸籍の届け出をするときは、運転免許証など本人を確認するための書類が必要になります。窓口にお越しの際は、忘れずにお持ちください。

〔問い合わせ〕市民課

狛江市保育所児童運営費徴収金基準額表(保育料)が新しくなりました

〔問い合わせ〕児童青少年課

4月から保育料が新しくなりました。詳細はお問い合わせください。

〔問い合わせ〕児童青少年課係

就学援助費をご利用ください

市内に住所があり、公立の小学校に就学している児童・生徒が、経済的に教育費の負担が困難である家庭を対象に、給食費や学用品費などの一部を援助します。

申請書は、市内の小・中学校に在籍している場合は、前年度より学校で配布しますが、それ以外の方は、学校教育課で配布します。

なお、郵送や学校経由で提出はできませんので、ご注意ください。

〔申し込み・問い合わせ〕4月25日(金)までに、申請書(児童・生徒一人につき1枚)に必要事項を記入の上、学校教育課学事給食係へ。

東京都シルバーパスをご利用ください

都内に住民登録している満70歳以上の都民の方(寝たきりの方を除く)は、申し込みにより都営交通(都バス・都営地下鉄・都電・都日暮里・舎人ライナー)、都営バスなど(29社)が利用できる「東京都シルバーパス」(有効期限9月30日まで)を有料で発行します。

〔利用者負担〕次の負担金が必要となります。

①市都民税が「非課税」の方 1,000円

②平成20年度の市都民税は「課税」であるが、平成17年度の市都民税は「非課税」であった方(平成20年度経過措置) 1,000円

③市都民税が「課税」の方(平成20年4月から9月発行分) 1万2,555円

〔必要書類〕本人確認書類(健康保険証または運転免許証)

なお、「非課税」の方は、「非課税」を確認する書類として、次のいずれか一つの書類の提示が必要です。

▽①に該当する方 介護保険料納入通知書の所得段階区分に「1」「2」「3」「4」のいずれかの記載があるもの、市都民税非課税証明書、または生活保護受給証明書

▽②に該当する方 平成17年度介護保険料納入通知書の所得段階区分欄に「1」「2」「3」のいずれかの記載があるもの、または平成17年度市都民税非課税証明書

※今年度新たにシルバーパスを取得される方で、②に該当する方は、6月末までに平成17年度分市都民税の申告手続きを課税課で行ってください。

〔申込方法〕満70歳になる月の初日から受け付けます。必要書類を用意の上、最寄りのバス営業所・都営地下鉄定期券発売所などの発行窓口で手続きをしてください。

〔問い合わせ〕東京バス協会シルバーパス案内専用 ☎(530)6950

納付免除(猶予)された国民年金保険料は追納できません

過去に「保険料免除」、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」の承認を受けた期間は、年金の受給資格期間に含まれます。

ただし、「保険料免除」は保険料を納付した場合と比べて老齢基礎年金の年金額が減額されま

す。また、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」は、老齢基礎年金額の計算に反映されません。

そのため、免除などの承認を受けていた期間が10年以内であれば、保険料をさかのぼって納める(追納)ことができます。

なお、平成17年度以前の期間を追納する場合は、経過期間によって政令で定めた一定の率を乗じた額が保険料に加算されますので、できるだけ早く追納することをお勧めします。

国民年金基金に加入しませんが、国民年金基金は、自営業者などの国民年金に加入している方が、より充実した年金を受けられるように、任意で加入できる公的な年金制度です。

〔加入できる方〕20歳から60歳未満の国民年金第1号被保険者(保険料を免除および猶予されている方を除く)

〔年金の種類〕年金のタイプには「終身年金」「確定年金」があり、それぞれ老齢年金と遺族一時金が支給され、支給額は掛金によって異なります。

〔掛金〕月額6万8,000円を上限として加入口数を選び、掛金を支払っていきます。

また、納めた掛金は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税などが軽減されます。

〔問い合わせ〕東京都国民年金基金 ☎0120(65)4192

審議会等守の公開

市民活動支援センター設置検討委員会

〔日時〕4月24日(木)午後7時から

〔会場〕502・503会議室

〔問い合わせ〕政策室協働調整担当

狛江市社会教育委員の会議

〔日時〕4月22日(火)午後6時30分から

〔会場〕304会議室

〔問い合わせ〕社会教育課社会教育係

狛江市生活安全対策協議会

〔日時〕4月17日(木)午後3時から

〔会場〕狛江市役所小田急線高架下分室103・104会議室

〔問い合わせ〕安心安全課

訂正

3月1日号掲載の「インターネットで年金加入記録が確認できる「年金個人情報提供サービス」が便利です」の中で、内容の一部に誤りがありました。

誤 24時間いつでも、5年分の年金加入記録が確認できる「年金個人情報提供サービス」を行っています。